

○大阪府障害者施策推進協議会運営要領

平成25年10月30日会長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府障害者施策推進協議会要綱（以下、「要綱」という。）第5条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(開催)

第2条 協議会は会長が必要と認める都度開催する。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、会議の公開の指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開する。ただし、指針に規定する非公開にできる理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により会議を非公開とするか否かの決定は、会長が協議会を招集する際に行う。

3 会長は、前項の決定をする場合には、指針の趣旨を尊重しなければならない。

(議題の提出)

第4条 議題は、大阪府又は、委員が会長に提出する。

(委員以外の者の意見聴取)

第5条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見等を述べさせることができる。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。